

国営かんがい排水事業 岩木川左岸（二期）地区

事業の概要

本地区は、目屋ダム（特定多目的）を水源とし、国営西津軽農業水利事業（S18～S44）、国営西津軽第二農業水利事業（S42～S55）等により造成された頭首工、用水路、揚排水機場等により用水が供給されている。

本事業は、安定的な農業用水を確保するため、新たに津軽ダム（特定多目的ダム）に水源を求め、頭首工1ヶ所、揚水機場1ヶ所、用水路5.7km（一期分を含めて貯水池1ヶ所、頭首工1ヶ所、揚水機場2ヶ所、用水路5.7km、揚排水機場5ヶ所、排水路4.3km）の改修を行うものである。

目的・必要性

本地域は、青森県西部の津軽平野に位置する県内有数の穀倉地帯である。

しかし、田植時期の早期化等営農形態の変化による用水不足及び築造後相当の年数が経過した用水施設の老朽化に伴う機能低下により安定的な農業用水の確保が困難となっているとともに、施設補修等の維持管理にも多大な労力と費用を要している状況にある。

このため、農業用水の確保、用水施設の機能回復により、農業経営の安定を図るものである。

費用対効果分析の結果

効用（百万円/年）：施設更新による従前の農業生産の維持	3,926百万円
農作物の生産量の増加	1,943百万円
営農経費の節減	1,110百万円
その他	112百万円
計	7,091百万円

費用便益比	1.03
便益	104,636百万円
総事業費	100,712百万円

注）総事業費には、一期事業及び関連事業を含む

検討

農業用水の安定供給が可能となることにより農業生産の維持・向上が図られるとともに、用水施設の改修により維持管理費等の営農経費が節減される。

なお、用水施設の施工にあたっては、生物の生息環境に配慮した工法を採用するほか、地域の環境と調和する施設の整備を計画している。

日程・手続

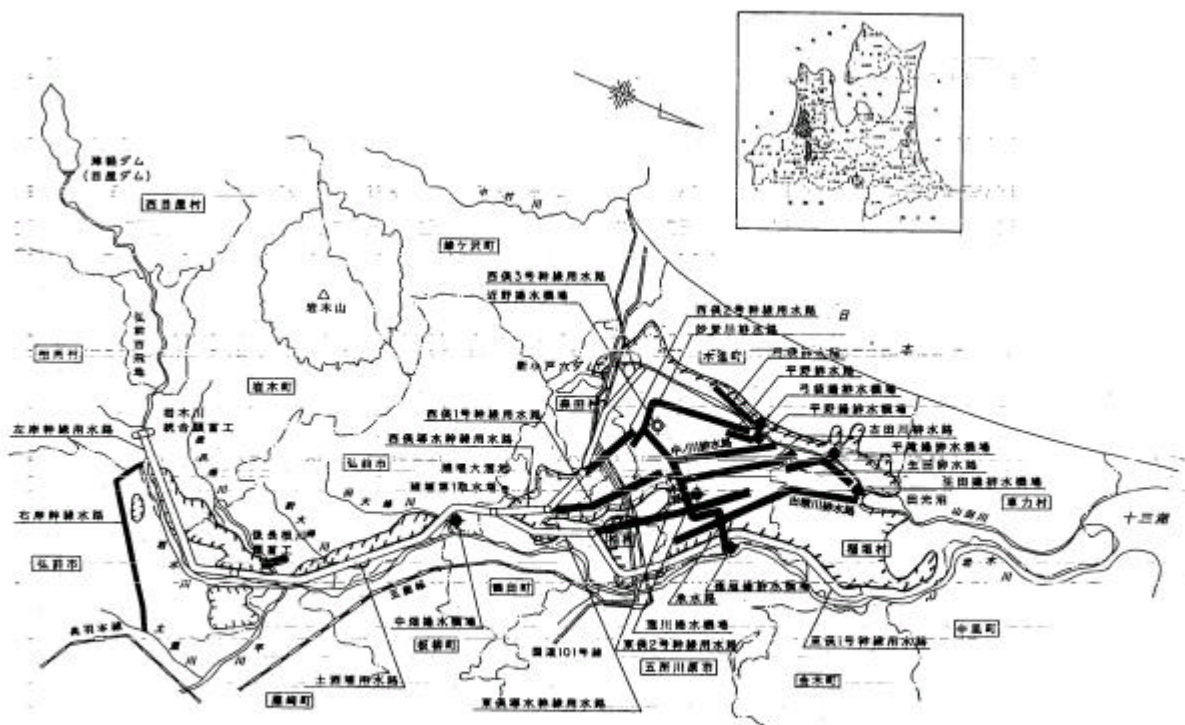
一期事業の着工に伴い、平成8年10月に土地改良法に基づく事業計画の確定を了している。

事業に対する意見

平成11年 3月	西津軽土地改良区総代会において、二期地区の早期着工を決議。
平成11年 5月	関係市町村、土地改良区等から成る「岩木川左岸地区促進協議会」において二期地区の早期着工を決議。

概要図

1. 受益面積	10,530ha
2. 受益者数	8,909人
3. 主要工事計画	貯水池 - (1カ所) 頭首工 1カ所 (1カ所) 揚水機場 1カ所 (2カ所) 用水路 5.7km (5.7km) 揚排水機場 - (5カ所) 排水路 - (4.3km) ()は一期を含む全体
4. 国営総事業費	35,190百万円 (63,530百万円) ()は一期を含む全体



注) 白抜きの施設が二期改修分

平成14年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：東北農政局）（地区名：岩木川左岸（二期））

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること。	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること。	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。

平成14年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：東北農政局）（地区名：岩木川左岸（二期））

2. 評価事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項	I 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。 II 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件整備を行う必要がある。 III 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 IV 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 事業内容に関する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。 IV 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を図るものであること。 V 一般被害等の軽減にも寄与するものである。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I 地元の事業推進体制が整備されている。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 IV 関連する他事業との調整が図られている。 V 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「」とする。